

「令和6年能登半島地震」に伴う被災者支援一覧

令和8年4月1日現在

被災した市民の皆様に対して、県と市などの主な支援をまとめました。詳しくは問合せ先にご連絡ください。

項目		内容	問合せ先							
被災者の生活確保	総相合談	① 被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合窓口(市役所1階)にて相談を受けて、担当課に案内 市民課 74-8100							
	見舞金・義援金	② 災害障害見舞金の支給	被災により心身に重度の障害を受けた世帯の生計維持者に250万円 その他の人に125万円	福祉介護課 74-8111						
		③ 災害義援金	県と市が受けた義援金を、人的被害と全壊から一部損壊までの被害の区分により配分(一次～三次計)(単位 万円)		会計課 74-8121					
				全壊		大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
			県	180.0		135.0	90.0	45.0	18.0	6.0
	市		25.0	17.5		12.5	5.0	2.5	1.3	
	計	205.0	152.5	102.5	50.0	20.5	7.3			
	④ 災害弔慰金	災害により死亡された遺族に支給 支給額 ○生計維持者 500万円 ○その他の者 250万円	福祉介護課 74-8111							
	生活支援	⑤ 被災者生活再建支援金の支給 資料	住宅の全壊～準半壊した世帯などに、被害の程度に応じて被災世帯に300万円～10万円(1人世帯の場合は3/4) 申請期限 ○基礎支援金 令和9年1月31日 ○加算支援金 令和9年1月31日	市民課 74-8010						
	資金貸付	⑥ 災害復旧資金の貸し付け	勤労者またはその家族に住宅の復旧などに必要な資金を貸し付け 限度額 150万円	北陸労働金庫の各支店						
		⑦ 住宅融資	被災した住宅を対象に、(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資などを適用 ※長期・固定金利、補修も対象、築年数制限なし	住宅金融支援機構 0120-086-353						
		⑧ 住宅ローンなどの減額・免除	被災した個人、個人事業者を対象に住宅ローンなどを減額、免除 ※債務者の財産や収入など一定の要件あり	北陸財務局 076-292-7859						
建物解体撤去	⑨ 危険老朽空き家等解体支援補助金	空き家の解体撤去費用の3分の2を補助 限度額 ○危険老朽空き家 50万円 ○老朽空き家(S56.5.31以前に建築)30万円	未来戦略課 74-8190							
被災者の生活確保	住宅の確保	⑩ 住宅の部分修理	住宅が準半壊以上の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など、生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施 限度額 ○全壊、半壊 70万6000円 ○準半壊 34万3000円 完了期限 令和8年10月31日	都市計画課 74-8078						
		⑪ 木造住宅耐震改修等の補助	住宅が準半壊以上の被害で、耐震診断により耐震性不十分と判断された家屋の建て替えや耐震改修費用の補助 対象工事 基礎補強工事を含む建て替えや基礎補強または沈下傾斜対策工事を含む耐震改修 限度額 対象経費の5分の4か140万円の低い額	都市計画課 74-8079						
		⑫ 被災者定住支援(住宅取得)	住宅が半壊以上の世帯又は応急住宅の提供を受けた世帯が、居住用として住宅を取得した費用(新築:10分の1 中古:2分の1)を補助 限度額 50万円	未来戦略課 74-8190						

項目		内容	問合せ先
被災者の生活確保	住宅の確保	⑬ 被災者定住支援 (空き家リフォーム) 限度額 100万円	未来戦略課 74-8190
		⑭ 宅地液状化等復旧支援の補助 対象工事 被災宅地の原形復旧を基本とした復旧工事や地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事 限度額 対象工事費-50万円×3分の2(上限766.6万円)	都市計画課 74-8079
市税の減免など	⑮ 被災代替家屋における固定資産税の減額	半壊以上の住宅の所有者等が市内に代替家屋等を取得又は改築した場合、その代替家屋等の税額を被災した住宅の床面積相当分について、取得又は改築の翌年度から4年度分の固定資産税を2分の1減額	税務課 74-8045
	⑯ 被災住宅用地における固定資産税の特例	半壊以上の住宅を公費解体等した土地の固定資産税について、被災後4年度分(令和6年度分から令和9年度分)住宅用地特例を適用	税務課 74-8045
	⑰ 納税(徴収)猶予	被災して市税の納付が困難な場合に納付(徴収)を猶予	税務課 74-8041
	⑱ 国民年金保険料の納付免除	住宅、家財、その他財産について概ね2分の1以上の損害を受けた場合に保険料の納付免除	市民課 74-8054
	⑲ 不動産取得税の減免	災害で使用できなくなった不動産に代わる不動産を取得した場合に減免	総合税務事務所 076-444-4505
事業者支援	相談	⑳ 災害に関する特別相談窓口 補助金や融資の申請などについての相談	氷見商工会議所 中小企業相談所 74-1200
	補助金	㉑ なりわい再建支援補助金 限度額 3億円 補助率 4分の3以内 期限等 問合せ先にご確認ください。	県経営支援課 076-444-3962
		㉒ 専門家活用支援補助金 限度額 5万円 補助率 2分の1	商工観光課 74-8105

資料 被災者生活再建支援金の支給

【支援金の支給額】

	基礎 支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
ア.全壊 (損害割合50%以上) イ.解体*	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
ウ.大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
エ.中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
オ.半壊 (損害割合20%台) 【県事業】	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
カ.準半壊 (損害割合10%台) 【市事業】	—	建設・購入	50万円	50万円
		補修	25万円	25万円
		賃貸(公営住宅を除く)	10万円	10万円

【留意事項】

○住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。

○加算支援金は、被災直後一時的にアパートを借り、その後申請期限内に新築する場合、「賃貸」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができます。この場合、2回目は「賃貸」と「建設・購入」の差額金額を申請、受給することになります。

○「建設・購入」、「補修」のどちらかで申請した場合、生活再建は完了したとみなします。「補修」で申請、受給した場合、その後「建設・購入」の差額申請はできません。

○1人世帯の場合は、対象金額の3/4が支給されます。

※イ解体は、大規模半壊～半壊のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、災害起因のやむを得ない理由により全部解体した場合